

## 制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱(以下「要綱」という。)に基づき、制限付一般競争入札を実施する。  
よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市上下水道局契約事務規程第3条及び要綱第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

本案件は、紙入札対象案件とする。

※末尾「紙入札における新型コロナウイルス感染症拡大防止について」を熟読のうえ、入札に参加すること。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

### 1 入札に付する事項

1 件名	ウイルス対策用サーバー及びライセンスの調達
2 納品場所	那覇市上下水道局庁舎3階サーバー室
3 履行期間	契約の日から令和4年1月20日まで
4 概要	ウイルス対策用サーバー及びライセンスの調達
5 予定価格	事前公表しない。
6 最低制限価格	設定しない。

### 2 入札参加資格共通要件

※入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。
2	公告日から落札決定日までの間に、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱又は那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者。
3	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
4	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者。(公告日の3ヶ月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
5	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当であると管理者が認める者に該当しない者。

### 3 入札参加資格個別要件

1 登録名簿	那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条の規定に基づく、令和2・3年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録のある業者。
2 業種・格付	[令和2・3年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿] 「業種01 事務機・用紙類・文具類・OA機器」または「業種25 通信機械器具類」
3 営業所	那覇市内に本店、支店又は営業所を有する者。
4 その他	平成28年4月以降に、ノード数50以上の団体とサーバー設置設定の契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、または履行中である者（本店、支店、営業所等の実績を含む）。

### 4 仕様書等の配付 ※①仕様書等及び②入札用図書の受領がなければ、本案件の入札に参加できません。

配付依頼期間	令和3年10月7日（木）10：00～令和3年10月13日（水）17：00 上記期間外の依頼についてはお受けできません。※（土日祝日を除く）
配付方法	①仕様書等、②入札用図書はメール（窓口での配付は致しません）で配付します。配付依頼期間内に、別紙「仕様書等配付依頼書」を下記メールアドレスへ依頼して下さい。 メールアドレス：keiyakukensa@water.naha.okinawa.jp
仕様書等の内訳	①仕様書等 <a href="#">01仕様書</a> <a href="#">02内容質問書</a> ②入札用図書 <a href="#">01入札書</a> <a href="#">02委任状</a>
質問期間	令和3年10月11日（月）9：00～令和3年10月14日（木）17：00
質問方法	<a href="#">内容質問書</a> を下記へFAXして下さい。（※質問がなければ不要。） ●FAX先：企画経営課 098-941-7821
回答	令和3年10月18日（月）17時15分までに那覇市上下水道局ホームページに掲載します。

### 5 機種確認

確認期限	令和3年10月20日（水）17：00
確認方法	「機器等仕様書」に記載の参考機種に代えて入札に臨む場合は、（様式1）同等品確認申請書を企画経営課担当者宛て、メール、FAXまたは直接持参いずれかの方法で提出して承認を得ること。（性能について分かるよう、メーカーカタログ等を添付してください。）

### 6 応札明細書の提出

提出期間	令和3年10月7日（木）10：00～令和3年10月21日（木）17：00  ※本件入札に臨むすべての者は、応札の前日までに「応札明細書（様式2）」を提出すること（代表者印を捺印した原本を直接持参すること）。応札明細書の提出がなければ、本案件の入札に参加できません。
------	--

### 7 入札・開札

入札は紙入札で行います。（下記の場所で入札書を入札箱への投函により行います。）  
代表者が参加されない場合は、委任状の提出が必要となります。

日時	令和3年10月22日（金）10：00
場所	那覇市上下水道局庁舎 A棟 4階 会議室
落札決定の方法	予定価格の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者として決定します。

本案件は予定価格を公表していませんので、1回目で落札しない場合、2回目、3回目の入札を引き続き行います。2回目、3回目に使用する入札書は、入札参加者であらかじめご準備ください。

### 8 入札書の不受理・無効

那覇市上下水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)に掲載している <a href="#">那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得</a> (以下「心得」という。) 第14条を必ずご確認ください。第14条の規定各号のいずれかに該当する場合は無効となります。
---

## 9 入札参加資格審査書類

開札後、落札候補者となった者は、開札日の翌営業日までに以下の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければなりません。この審査による不適格者との契約は行いませんのでご了承ください。

局様式	<a href="#">01 入札参加資格審査申請書</a> <a href="#">02 契約実績証明書</a>
その他	契約実績を証明する書類。(契約書の写し等)

## 10 落札者の決定

落札決定予定日	令和3年10月27日(水)頃
落札決定の方法	入札参加資格審査書類の事後審査により、落札者を決定します。
落札結果	局ホームページに掲載します。 心得第8条から第12条を必ずお読みください。

## 11 入札保証金、契約保証金、支払条件

1 入札保証金	免除する。
2 契約保証金	免除する。
3 前金払	適用しない。
4 契約締結期限	落札決定の日から7日以内。

## 12 その他

提出された関係書類は返却しません。 局駐車場を利用する際は、駐車場入口で発券機からチケットを受け取り、用務先でチケットをご提示願います。なお、雨天等の場合は、混みあうことがございますので、ご容赦ください。 公告事項の内容に変更がある場合は、那覇市上下水道局ホームページに掲載しますので常に確認してください。 ホームページURL <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html</a> 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期になることがあります。延期後の日時は、追って那覇市上下水道局ホームページ上でご連絡します。
--

## 13 問合せ先

1 この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市上下水道局 総務課 契約検査室 担当;我部 電話番号;098-941-7809 FAX番号;098-941-7829
2 仕様書等の内容に関すること 那覇市上下水道局 企画経営課 電算係 担当 宮城 由二 電話番号;098-941-7802 FAX番号;098-941-7821

## 紙入札における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- 入札の際は、次の事項について留意すること。
  - 入札参加者は、1業者1名とする。
  - 入札参加者は、**必ずマスクを着用**すること。
  - 入札参加者は、**局庁舎正面玄関にて体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された方は、入札に参加できません。**入札参加者が体調不良(発熱や悪寒等)の場合は、必ず代理の方に交代して入札に臨むこと。
  - 入札参加者は、入札会場に入室する前に、備え付けの消毒薬で手指の消毒をすること。
  - 入札会場への入室は、指定の入札時刻の10分前程度とする。
  - 入札会場は、入札参加者の座席間の距離をとることとする。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、当該入札を延期または中止する場合がある。  
当該入札を延期または中止する場合は、ホームページに掲載する。